

カワサキ会計事務所だより

平成31年1月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおoura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

国民健康保険税 第8期
住民税普通徴収 第4期



自公 平成31年度税制改正大綱を決定

自民・公明両党は平成30年12月14日に平成31年度の税制改正大綱を正式に決定しました。
今回は中小企業・小規模事業者に関する決定事項のうち主に法人税に関する概要を一部ご報告します。

(1) 中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税)

中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、**19%**から**15%**に軽減されていますが、中小企業者等の経営基盤を引き続き強化するため、適用期限を**2年間延長**します。

(2) 中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長 (法人税・所得税)

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制の適用期限を**2年間延長**します。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒ 延長・強化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒ 延長		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒ 延長	

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

加えて、**中小企業経営強化税制**については、働き方改革の実現に向けた取り組みを支援する観点から、**働き方改革に資する設備**(休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等)も本税制措置の適用対象であることを**Q&A集等を通じて明確化する**といった強化を行います。

<平成29年分の相続税申告状況は?・国税庁が発表>

平成27年基礎控除額が引き下げられ、課税割合が8.3%に増加した!(前年8.1%)

国税庁は平成29年12月12日、平成29年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。

相続税の課税対象となった被相続人数は、28年分の105,880人から111,728人へと増加している。

死亡者に対する課税割合は、26年分の4.4%から28年分8.1%へ、29年分8.3%へと増加。

課税価格は28年の14兆7,813億円から15兆5,884億円へ、相続税額は28年の1兆8,681億円から2兆185億円へと増加している。

このような傾向は、今後も同様になるのでは?と考えられています。**ご相談は事前に!当事務所へ!**